

静岡県長寿社会保健福祉計画の概要

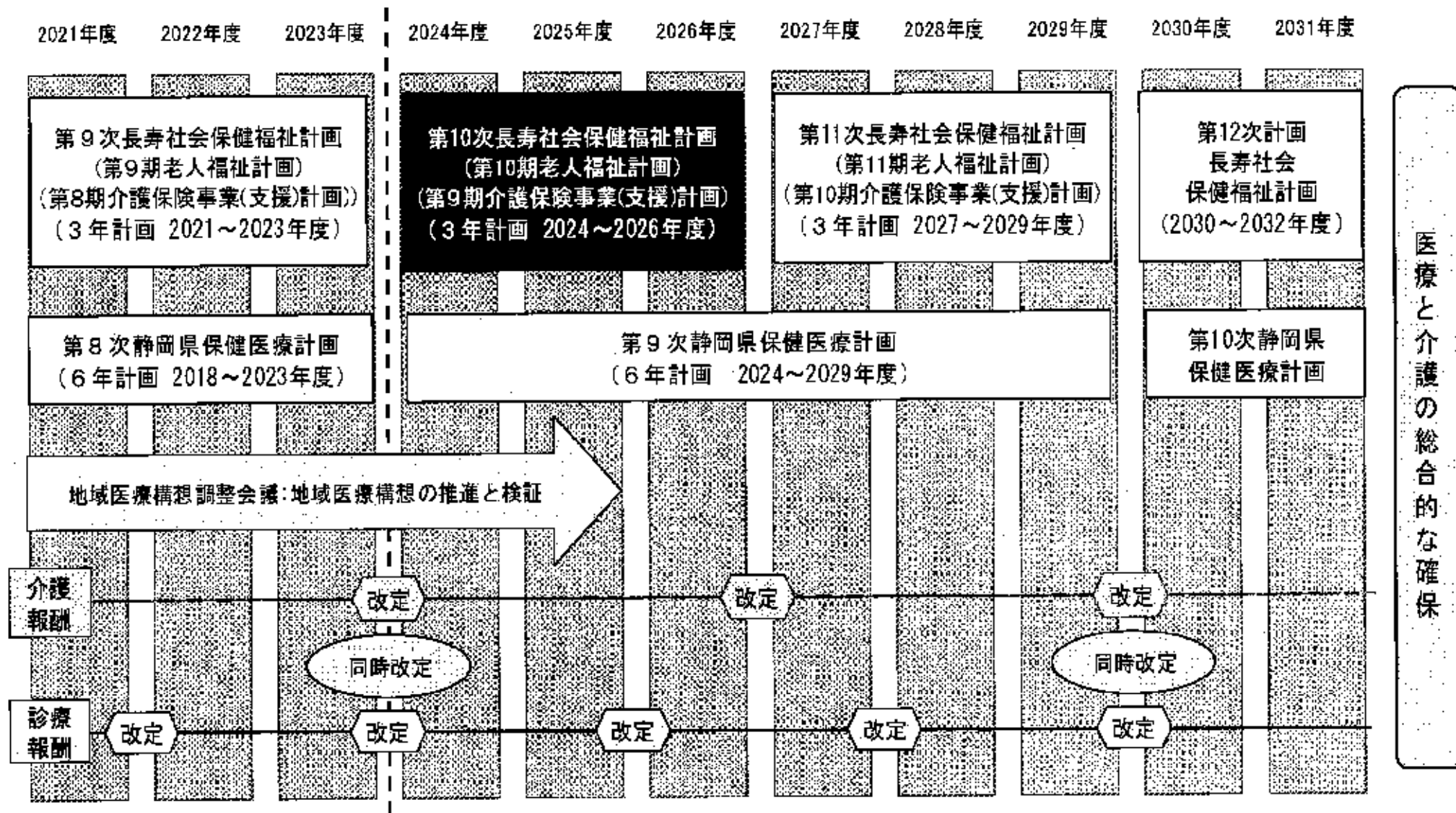
令和5年11月8日

令和5年度 第2回 地域包括ケア推進ネットワーク会議 富士圏域

静岡県長寿社会保健福祉計画 (現計画概要)

区分	静岡県保健医療計画	静岡県長寿社会保健福祉計画		市町高齢者保健福祉計画	
		介護保険事業 支援計画	老人福祉計画	介護保険事業 計画	老人福祉計画
主体	県	県		市町	
根拠法	医療法第30条の4及び6	介護保険法・老人福祉法		介護保険法・老人福祉法	
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2次保健医療圏 <ul style="list-style-type: none"> ・入院医療の提供体制を確保するための一体の区域(県下8医療圏) ○ 基準病床数 <ul style="list-style-type: none"> ・病床整備の上限値 ○ 疾病・事業等に係る医療連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・6疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、肝炎、精神疾患) ・5事業(救急、災害、へき地、周産期、小児(小児救急を含む。)) ・在宅医療(提供体制の充実、訪問診療・看護・歯科、かかりつけ薬局、介護サービス等) ○ 各種疾病対策等(感染症、結核、エイズ、難病、認知症、アレルギー疾患等) ○ 医療従事者確保 ○ 圏域別計画 ○ 地域医療構想、地域包括ケアシステムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老人福祉(高齢者保健福祉)圏域 ■ 市町の介護保険事業計画の支援に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付等サービスごとの見込み(市町合計) ○ 市町の自立支援等の取組の支援に関する取組、目標 ◆ 任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 右記の市町の取組の支援に関すること ○ 療養病床の円滑な転換の推進等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活圏域 ■ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付等サービスごとの見込み ※ 静岡県保健医療計画と整合 ○ 地域支援事業の量の見込み ○ 自立支援等の取組、目標 ◆ 任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療・介護連携 ○ 認知症施策 ○ 地域ケア会議 ○ 包括支援センターの運営等 		
計画期間	6年間(現行計画は2018～2023年度)	3年間(現行計画は2021～2023年度)		2	

静岡県長寿社会保健福祉計画



計画の理念と施策の体系（現計画概要）

【理念】 地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現

地域で支え合い

健やかに

安心して最期まで暮らせる

第1	誰もが暮らしやすい 地域共生社会の実現	1 分野を越えた福祉の推進 2 地域活動の推進 3 地域共生社会の環境整備 4 安全・安心の確保
第2	健康づくりと介護予防・ 重度化防止の推進	1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿 2 各段階における地域リハビリテーションの充実 3 科学的知見に基づいた健康寿命の延伸
第3	在宅生活を支える医療・ 介護の一体的な提供	1 在宅医療・介護連携の推進 2 在宅医療のための基盤整備 3 人生の最終段階を支える体制整備
第4	認知症とともに暮らす 地域づくり	1 認知症を正しく知る社会の実現（知る） 2 認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる） 3 地域で支え合いつながる社会の実現（支え合う） 4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）
第5	自立と尊厳を守る 介護サービスの充実	1 介護サービス基盤の整備 2 介護サービスの質の確保・向上 3 介護サービスの安全対策の推進 4 利用者及び介護家族等への支援 5 適正な介護保険制度の適用
第6	地域の課題を支える 人材の確保・育成	1 介護職員の確保・育成 2 ケアマネジャーの確保・育成 3 多様な担い手の確保・育成

計画の基本構成案

変更前	変更案
<p>第1部 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画の概要 (趣旨、位置付、期間、圏域) ●基本的な考え方 (現状と課題、理念と方向性、 計画の進捗管理) <p>第2部 施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施策体系毎に以下を記載 【現状と課題】 【<u>施策の方向性</u>】 【<u>具体的な取組</u>】 <p>第3部 圏域計画</p> <p>老人福祉圏域毎に以下を記載 (老人福祉圏域と二次医療圏一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●圏域の概況 (人口、高齢化率) ●現状と課題 ●課題への対応 ●介護サービスの見込み量や必要定員 	<p>第1部 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画の概要 (趣旨、位置付、期間、圏域) ●基本的な考え方 (現状と課題、理念と方向性、 計画の進捗管理) <p>第2部 施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施策体系毎に以下を記載 【現状と課題】 【<u>施策の方向性</u>】 (※記載できる【<u>具体的な取組</u>】を入れ込む) <p>第3部 圏域計画</p> <p>老人福祉圏域毎に以下を記載 (老人福祉圏域と二次医療圏一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●圏域の概況 (人口、高齢化率) ●現状と課題 ●課題への対応 ●介護サービスの見込み量や必要定員

第10次（次期）計画の柱立ての方向性

■第10次計画の全体的な体系の見直し

- 大柱『第2（介護予防）』と『第4（認知症予防）』は、関連性が高く、大柱『第3（在宅医療）』と『第5（介護サービス基盤）』は、基盤の整備という点から関連性が高いため、現計画から大柱の『第3』と『第4』を入れ替える

今期（第9次）計画	
大柱	中柱
第1	誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現 1 分野横断的連携の推進 2 地域活動の推進 3 地域共生社会の環境整備 4 安全安心の確保
第2	健康づくりと介護予防・重度化防止の推進 1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿 2 各段階におけるリハビリテーションの充実 3 科学的知見に基づいた健康寿命の延伸
第3	在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供 1 在宅医療・介護連携の推進 2 在宅医療のための基盤整備 3 人生の最終段階を支える体制整備
第4	認知症とともに暮らす地域づくり 1 認知症を正しく知る社会の実現 2 認知症の発症を遅らせる環境の整備 3 地域で支え合いつなげる社会の実現 4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり
第5	自立と尊厳を守る介護サービスの充実 1 介護サービス基盤の整備 2 介護サービスの質の確保・向上 3 介護サービスの安全対策 4 利用者及び介護家族等への支援 5 適正な介護保険制度の運用（適正化計画）
第6	地域包括ケアを支える人材の確保・育成 1 介護職員の確保・育成 2 ケアマネジャーの確保・育成 3 多様な担い手の確保・育成

次期（第10次）計画	
大柱	中柱
第1	誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現 1 分野横断的連携の推進 2 地域活動の推進 3 地域共生社会の環境整備 4 安全安心の確保
第2	健康づくりと介護予防・重度化防止の推進 1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿 2 各段階におけるリハビリテーションの充実 3 科学的知見に基づいた健康寿命の延伸
第3	認知症とともに暮らす地域づくり 1 認知症を正しく知る社会の実現 2 認知症の発症を遅らせる環境の整備 3 地域で支え合いつなげる社会の実現 4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり
第4	在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供 1 在宅医療・介護連携の推進 2 在宅医療のための基盤整備 3 人生の最終段階を支える体制整備
第5	自立と尊厳を守る介護サービスの充実 1 介護サービス基盤の整備 2 介護サービスの質の確保・向上 3 介護サービスの安全対策 4 利用者及び介護家族等への支援 5 適正な介護保険制度の運用（適正化計画）
第6	地域包括ケアを支える人材の確保・育成 1 介護職員の確保・育成 2 ケアマネジャーの確保・育成 3 多様な担い手の確保・育成

計画策定時に充実させるべき事項

次期（第10次）計画		国基本指針（案）における記載を充実する事項
大柱	中柱	
第1 誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現	1 分野を越えた福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○他分野との連携促進 ○高齢者虐待防止対策の推進 ○住まいと生活の一体的支援
	2 地域活動の推進	
	3 地域共生社会の環境整備	
	4 安全・安心の確保	
第2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進	1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿	○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
	2 各段階におけるリハビリテーションの充実	
	3 科学的知見に基づいた健康寿命の延伸	
第3 認知症とともに暮らす地域づくり	1 認知症を正しく知る社会の実現	○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進（官民が連携した認知症施策の取組の推進等）
	2 認知症の発症を遅らせる環境の整備	
	3 地域で支え合いつなげる社会の実現	
	4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり	

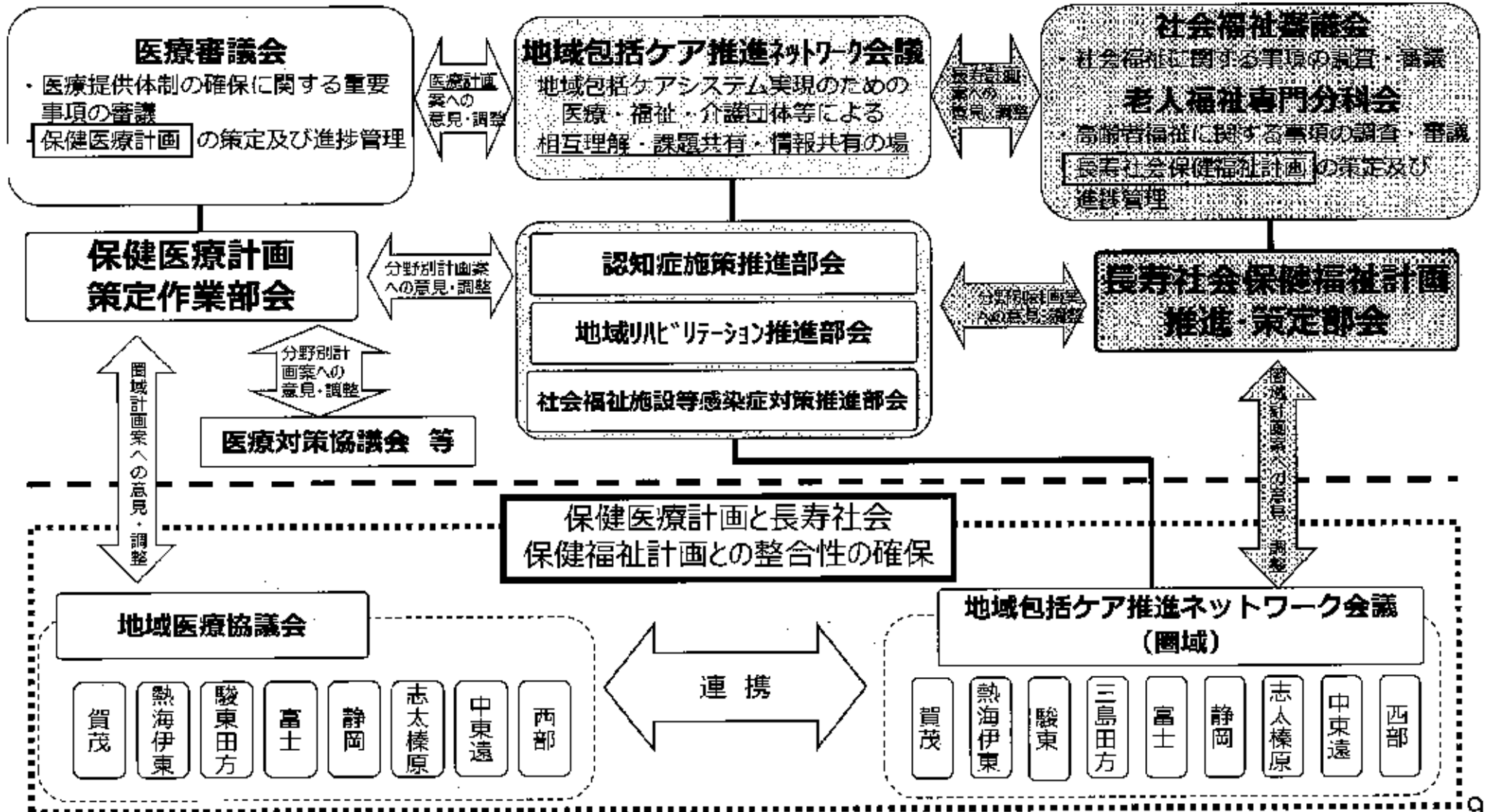
計画策定時に充実させるべき事項

次期（第10次）計画		国基本指針（案）における記載を充実する事項
大柱	中柱	
第4 在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供	1 在宅医療・介護連携の推進	○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
	2 在宅医療のための基盤整備	
	3 人生の最終段階を支える体制整備	
第5 自立と尊厳を守る介護サービスの充実	1 介護サービス基盤の整備	○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えた基盤整備計画 ○複合的な在宅サービス・地域密着サービス整備の推進 ○高齢者虐待防止対策の推進（再掲） ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進 ○家族介護者支援の取組 ○介護サービス事業者経営情報等の見える化 ○地域差の改善と給付適正化の一体的な推進 ○文書負担軽減に向けた取組への支援 ○介護の経営の協働化・大規模化による人材や資源を有効に活用するための具体的な方策
	2 介護サービスの質の確保・向上	
	3 介護サービスの安全対策	
	4 利用者及び介護家族等への支援	
	5 適正な介護保険制度の運用（適正化計画）	
第6 地域包括ケアを支える人材の確保・育成	1 介護職員の確保・育成	○ケアマネジメントの質の向上、人材確保 ○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進 ○元氣高齢者、外国人材を含めた人材確保 ○外国人介護人材定着に向けた学習環境の整備 ○介護現場の生産性の向上 （ワンストップ型の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置、介護ロボット・ICT導入支援）
	2 ケアマネジャーの確保・育成	
	3 多様な担い手の確保・育成	

計画の策定体制

保健・医療

福祉・介護



計画策定スケジュール

時期	令和5年										令和6年		
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
社会福祉 審議会 分科会					1回 (7/19) 策定方針						2回 素案		3回 最終案
計画推進・ 策定部会						1回 (8/23) 骨子等					2回 (12/5) 素案		3回 (2/22) 最終案
人材確保 WG			1回 (5/24) がまね確保							2回 とりまとめ			
ネットワーク 会議(県)							1回 (9/5) 骨子等				2回 (12/18) 素案		3回 (3/11) 最終案
地域ハ 認知症 部会					1回 (7/18・7/25) 施策の方向性				2回 (10/17・10/27) 素案			3回 (2/15・1/30) 最終案	
感染症 部会					1回 (8/2) 課題検討				2回 課題検討				
圏域 会議					1回 課題整理					2回 本文・サービス量		3回 本文・サービス量	
国 市町等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>(国担当課長会議) 掲載項目</p> <p>県方針案提示</p> <p>市長説明会実施</p> </div> <div style="width: 35%; border-top: 1px dashed black;"> <p>骨子作成</p> <p>市町ヒアリング (県方針確認)</p> <p>ニーズ調査公表</p> <p>(国担当課長会議) 基本指針案</p> </div> <div style="width: 35%; border-top: 1px dashed black;"> <p>本文素案作成</p> <p>サービス量推計(複数回)</p> <p>市町ヒアリング(2回実施) ①自然体推計終了後 ②施策反映推計後</p> </div> <div style="width: 15%; border-top: 1px dashed black;"> <p>最終案作成</p> <p>人材需給推計</p> <p>サービス量最終集計</p> </div> </div>												

パブコメ
12月～1月

計画策定

保険料改正